

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

改正案	現行
整理番号 No. 1-006	整理番号 No. 1-006
平成 14 年 3 月 29 日 制定 (国空機第 1357 号) 平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号) 平成 27 年 3 月 20 日一部改正 (国空機第 1745 号) 平成 30 年 3 月 30 日一部改正 (国空機第 2287 号) 令和 2 年 12 月 24 日一部改正 (国空機第 937 号) 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号) <u>令和 4 年 12 月 26 日一部改正 (国空安政第 2309 号、国空無機第 244694 号)</u>	平成 14 年 3 月 29 日 制定 (国空機第 1357 号) 平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号) 平成 27 年 3 月 20 日一部改正 (国空機第 1745 号) 平成 30 年 3 月 30 日一部改正 (国空機第 2287 号) 令和 2 年 12 月 24 日一部改正 (国空機第 937 号) 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号)
サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 <u>無人航空機安全課長</u> 件名：<u>研究開発用航空機等</u>の試験飛行等の許可について	サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 件名：<u>自作航空機に関する</u>試験飛行等の許可について
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
1-1 目 的 本サーキュラーは、<u>研究開発用航空機等</u>について機体登録から航空法第 11 条第 1 項ただし書の規定による飛行の許可までの一般方針を定めることを目的とする。	1-1 目 的 本サーキュラーは、<u>自作航空機</u>について機体登録から航空法第 11 条第 1 項ただし書の規定による飛行の許可までの一般方針を定めることを目的とする。
1-2 適 用 本サーキュラーが扱う試験飛行等は、<u>サーキュラー No. 1-005 を適用する試験飛行及びサーキュラー No. 1-007 の超軽量動力機等に適用する試験飛行を除き、飛行しようとする航空機</u>の特殊性から航空法第 10 条第 4 項に規定される基準への適合性の証明が困難な航空機に適用する。なお、<u>無人航空機 (同法第 2 条第 22 項に定めるものをいう。)</u> は本サーキュラーを適用する対象としない。	1-2 適 用 本サーキュラーは、<u>第 1-3 項に規定される自作航空機について、その</u>特殊性から航空法第 10 条第 4 項に規定される基準への適合性の証明が困難な<u>もの</u>に適用する。<u>ただし、自作航空機であっても、サーキュラー No. 1-007「超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」第 1-4 項に規定される要件を満足するものにあつては、No. 1-007 を適用することとする。</u>
1-3 定 義	1-3 定 義

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

「研究開発用航空機等」とは、研究開発用航空機、自作航空機及び軽量スポーツ航空機（以下「LSA」という。）の総称をいう。

「研究開発用航空機」とは、個人又は団体が航空機や装備品を研究又は開発することを目的として、設計、製作又は改造をする航空機をいい、原則として、型式証明等の各種証明に寄与する航空機。

「自作航空機」とは、航空愛好家が飛行することを目的として、設計、製作、改造若しくは復元した航空機又はキットを購入して製作した航空機をいう。サーキュラー No. 1-007 第 1-4 項に規定する要件を満たす航空機は除く。

「LSA」とは、製造者が設計、製造及び品質保証を行い、LSAに関連する ASTM 規格への適合を示した飛行機をいう。なお、使用者がキットを購入して製作した場合は、自作航空機として扱われる。

LSA の要件は次のとおりとするが、欧州 EASA の型式証明（Airworthiness Requirements として、CS-LSA が適用されたもの。Airworthiness Category が Restricted のものを含む。）を受けた輸入機についてはこの限りではない。

- (1) 最大離陸重量：1320 Lbs（600Kg）以下(陸上機)
：1430 Lbs（650Kg）以下(水上機)
- (2) 連続出力における水平最大速度(Vh)：120Kt CAS 以下(水面上標準大気状態)
- (3) 高揚力装置未使用時の失速速度（Vs1）：45Kt CAS 以下
- (4) 搭乗者：1人乗りまたは2人乗り
- (5) 発動機装備の場合：単発レシプロ機
- (6) プロペラ：固定ピッチまたは地上で調整が可能な地上調整ピッチ
- (7) キャビン：非与圧

本サーキュラーにおいて「自作航空機」とは、設計、製作、改造若しくは復元した航空機又はキットを購入して製作した航空機をいう。

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>(8) 着陸装置：固定または引き込み脚(水上機)</u> <u>上記以外の航空機は：固定脚</u> <u>「試験飛行等」とは、本サーキュラーが対象とする航空機の研究開発又はレジャーを目的として飛行することをいう。ただし、曳航を除く。</u>	
第 2 章 登録の申請	第 2 章 自作航空機の登録
2-1 目 的 本章で<u>機体を登録して識別記号を付与する目的</u>は、飛行許可申請の審査に際し、<u>機体を特定する一つ的手段であり、本登録は航空法第 3 条に定める登録に代わるものではない。また、識別記号の付与は、試験飛行等を許可するものではない。</u>	2-1 目 的 本章により<u>機体登録及び付与される識別記号</u>は、飛行許可申請の審査、<u>運航管理及び本サーキュラーに基づいた許可を取得していることの確認等に際し、機体を特定することを目的とするものであり、本登録は航空法第 3 条に基づく登録に代わるものではなく、また、試験飛行を許可するものでもない。</u>
2-2 適 用 本章は、以下に掲げる場合に適用する。 (1) <u>登録されていない研究開発用航空機等を登録する場合。</u>(以下「新規登録」という。) (2) <u>本サーキュラーに基づき登録を行った航空機について、次に示す登録事項に変更が生じた場合。</u>(以下「変更登録」という。) ① 所有者又は管理者の氏名又は住所 ② 定置場 <u>(3) 一度抹消した航空機を再度登録する場合</u>	2-2 適 用 本章は、以下に掲げる場合に適用する。 (1) <u>初めて登録する場合。</u>(以下「新規登録」という。) (2) <u>既に登録を受けている自作航空機について、次の登録内容に変更が生じた場合。</u>(以下「変更登録」という。) ① 所有者又は管理者の氏名又は住所 ② 定置場
2-3 登録の要件 登録の要件は以下のとおりとする。 (1) 申請は<u>研究開発用航空機等</u>の所有者又は管理者が行うこと。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は登録することができない。 ① 航空法第3条に基づく登録を既に受けている場合。	2-3 登録の要件 登録の要件は以下のとおりとする。 (1) 申請は<u>自作航空機</u>の所有者又は管理者が行うこと。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は<u>原則</u>登録することができない。 ① 航空法第 3 条に基づく登録を既に受けている場合。

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

② 外国の航空局又はそれに準ずる機関が承認<u>等を行っ</u>た登録記号等を有する場合。 ③ <u>航空法第 60 条の適用を受ける研究開発用航空機又は LSA であって、電波法に基づく航空機局の無線呼出符号を有する場合</u>	② 外国の航空局又はそれに準ずる機関が承認<u>し</u>た登録記号等を有する場合。
2-4 登録申請の時期 航空法第 11 条第 1 項ただし書に係る飛行許可申請を提出する時期までに<u>登録申請を行う</u>こと。<u>ただし、申請者は本章「登録の申請」と第 3 章「飛行許可申請」を同時に行うことができる。</u>	2-4 登録申請の時期 航空法第 11 条第 1 項ただし書に係る飛行許可申請を提出する時期までに<u>本登録を完了している</u>こと。
2-5 新規登録の申請 <u>研究開発用航空機等</u>の所有者又は管理者は、<u>研究開発用航空機等を登録する場合</u>、以下の書類を<u>第2-8項</u>に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。 (1) <u>研究開発用航空機等</u>登録申請書(様式1):1通 (2) 返信先を記載した返信用封筒(切手添付のこと):1通	2-5 新規登録の申請 <u>自作航空機</u>の所有者又は管理者は、<u>初めて登録する場合</u>、以下の書類を及び<u>第 2-7 項</u>に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。 ① <u>自作航空機</u>登録申請書(様式 1):1 通 ② 返信先を記載した返信用封筒(切手添付のこと):1 通
2-6 変更登録<u>の</u>届出 <u>研究開発用航空機等</u>の所有者又は管理者は、第2-2(2)項に該当する変更が生じた場合は、以下の書類を<u>第2-8項</u>に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。 (1) <u>研究開発用航空機等</u>変更登録届出書(様式2):1通 (2) 返信先を記載した返信用封筒(切手添付のこと):1通	2-6 変更登録<u>に係る</u>届出 <u>自作航空機</u>の所有者又は管理者は、第 2-2(2)項に該当する変更が生じた場合は、以下の書類を<u>第 2-7 項</u>に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。 ① <u>自作航空機</u>変更登録届出書(様式 2):1 通 ② 返信先を記載した返信用封筒(切手添付のこと):1 通
<u>2-7 抹消</u> <u>研究開発用航空機等の所有者又は管理者は、登録されている機体について、航空の用に供さなくなった場合又は滅失した場合は、以下の書類を第 2-8 項に掲げる地方航空局保安部運航課宛てに提出すること。</u> (1) <u>研究開発用航空機等</u>変更登録・抹消届出書(様式 2):1 通 (2) <u>返信先を記載した返信用封筒(切手添付のこと):1通</u>	

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

2-<u>8</u> 新規登録に係る申請書等又は変更登録・<u>抹消</u>に係る届出書等の提出先 (略) (2) 定置場が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合。 〒540-<u>8559</u> 大阪府大阪市中央区大手前 <u>3-1-41 大手前</u> 合同庁舎 国土交通省大阪航空局保安部運航課 電話番号：06-69<u>37-2780</u>	2-<u>7</u> 新規登録に係る申請書等又は変更登録に係る届出書等の提出先 (略) (2) 定置場が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合。 〒540-<u>0008</u> 大阪府大阪市中央区大手前 <u>4-1-67 大阪</u> 合同庁舎 <u>第 2 号館別館</u> 国土交通省大阪航空局保安部運航課 電話番号：06-69<u>49-6609</u>
2-<u>9</u> 識別記号通知書等の交付	2-<u>8</u> 識別記号通知書等の交付
2-<u>9</u>-1 新規登録の場合 新規登録に係る申請の受理については、提出された申請書及び<u>返信用封筒</u> が適切な場合 <u>に行う。識別記号の決定は</u>、申請者に対し「識別記号通知書」 (様式1)を交付することにより行う。識別記号は、次のアルファベット2文字とアラビア数字4文字で構成し、以下のとおり申請順に割り当てるものとする。 <u>研究開発用航空機等</u> JX0001～9999	2-<u>8</u>-1 新規登録の場合 新規登録に係る申請の受理については、提出された申請書及び<u>添付書類</u>が 適切な場合、申請者に対し「識別記号通知書」(様式1)を交付することにより行う。識別記号は、次のアルファベット2文字とアラビア数字4文字で構成し、以下のとおり申請順に割り当てるものとする。 <u>自作航空機</u> JX0001～9999
2-<u>9</u>-2 (略)	2-<u>8</u>-2 (略)
2-<u>10</u> 識別記号等の表示 登録通知書を受けた申請者 <u>又は電波法に基づく航空機局の無線呼出符号を有する申請者</u>は以下により識別記号 <u>(JX記号)又は無線呼出符号(JQ記号)</u>を機体に表示すること。<u>ただし、国籍記号を有するものは除く。</u> <u>飛行を開始するまでに、付与する識別記号又は無線呼出符号の申請機体への表示を終えること。</u> 垂直尾翼両側又は胴体側面両側の外部から容易に目視できる位置に、1文字の大きさ100mm、幅が56mm、太さが20mm <u>で構成する</u>識別記号を表示すること <u>(文字と文字の間隔は30mm)。</u> 左主翼最下面(主翼にスペースがない場合は胴体下面)に、1文字の大きさ200mm以上、幅が120mm以上、太さが33mm以上 <u>で構成する</u>識別記号を表示すること	2-<u>9</u> 識別記号の表示 登録通知書を受けた申請者は以下により識別記号を機体に表示すること。 垂直尾翼両側又は胴体側面両側の外部から容易に目視できる位置に1文字の大きさ100mm、幅が56mm、太さが20mm <u>にて構成された</u>識別記号を表示すること。<u>又、</u>左主翼最下面(主翼にスペースがない場合は胴体下面)に <u>は</u>、1文字の大きさ200mm以上、幅が120mm以上、太さが33mm以上 <u>にて構成された</u>識別記号を表示すること。<u>(何れの表示についても個々の文字間隔は30mmあけること)</u>

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

と <u>(文字と文字の間隔は30mm)。</u> 上記の方式による表示を行うためのスペースがない場合は、「<u>研究開発用航空機等登録申請書</u>」の識別記号表示位置の項にその旨を記載することにより、文字の大きさ<u>を</u>変更又は主翼下面<u>若しくは</u>胴体下面の表示<u>を</u>省略<u>を</u>してもよい。	上記の方式による表示を行うためのスペースがない場合は、「<u>自作航空機登録申請書</u>」の識別記号表示位置の項にその旨を記載することにより、文字の大きさ<u>を</u>変更又は主翼下面 <u>(又は</u>胴体下面<u>)</u> の表示<u>については</u>省略してもよい。 <u>(上記の識別記号シールは (財) 日本航空協会でも入手できる)</u>
2-<u>11</u> (略)	2-<u>10</u> (略)
第 3 章 <u>試験飛行等の許可の申請</u>	第 3 章 <u>飛行許可に係る手続き</u>
3-1 目 的 本章は、<u>研究開発用航空機等</u>に対して、航空法第 11 条第 1 項ただし書きの規定により飛行を許可する場合の一般方針を定めることを目的とする。	3-1 目 的 本章は、<u>自作航空機</u>に対して、航空法第 11 条第 1 項ただし書きの規定により飛行を許可する場合の一般方針を定めることを目的とする。
3-2 <u>申請に当たっての留意事項</u> 3-2-1 <u>試験飛行等を進めるにあたり、地上で滑走を繰り返しながら航空機の特性や操作性を十分把握したうえで、申請者の判断で飛行に移行すること。</u> 3-2-2 <u>飛行にあつては、最低安全高度に係る航空法第 81 条の規定を遵守して、用途や形態の違いに応じた条件を遵守すること。</u> 3-2-3 <u>航空法第 60 条及び第 62 条に規定する航空機の航行の安全を確保するために必要な装置等を装備する又はただし書の許可を受ける必要がある。その他、航空法上必要な他の要件及び関連法上の要件に対する手続事項（例えば航空法第 28 条第 3 項の許可、第 79 条ただし書の許可、第 97 条の通報）を遵守すること。</u> 3-2-4 <u>航空法のほか、無線局の免許については電波法（昭和二十五年法律第百三</u>	3-2 飛行の区分 <u>飛行は原則として 2 段階に区分して行うものとし、これらは次のとおりとする。</u> 3-2-1 <u>第 1 段階の飛行：離着陸を行う地表面又は離着水を行う水面上における高度 3m 以下のジャンプ飛行。</u> 3-2-2 <u>第 2 段階の飛行：原則として、人、人家又は物件の上空を除く場周空域内（飛行場又は航空法第 79 条の場外離着陸の許可を受けた場所に係る場周空域内）の飛行であつて、管制区又は管制圏を飛行せず、かつ、航空法第 81 条及び航空法施行規則第 174 条（最低安全高度）の規定を遵守して行う飛行。</u> (新設) (新設)

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>十一号)を、港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)に定める港及びその区域で飛行するための許可については港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)を遵守すること。</u>	
<u>3-2-5 研究開発用航空機にあつては、上記 3-2-1～3-2-4 の要件に加え、人、人家又は物件の上空を除く場周空域内(航空法第 79 条で定める離着陸の場所の場周空域内)の飛行とするが、専用試験場などの土地所有者との間で調整が図られている場合は、2 地点間の飛行(出発地の飛行場所を出発して着陸することなしに場周空域外を通過し、出発地の飛行場所に戻る飛行を含む。以下同じ。)とすることができる。2 地点間の飛行を行う場合には、事前に飛行場の設置管理者等と飛行場における離着陸の調整をした上で、申請書に経路を記載して申請を行うこと。飛行は、原則として、昼間の有視界飛行方式による飛行(航空法第 94 条ただし書に規定する場合の飛行を除く。以下同じ。)で行い、管制圏及び特別管制空域は飛行してはならない。</u>	(新設)
<u>3-2-6 自作航空機にあつては、上記 3-2-1～3-2-4 の要件に加え、人、人家又は物件の上空を除く場周空域内(航空法第 79 条で定める離着陸の場所の場周空域内)の飛行とする。飛行は、昼間の有視界飛行方式による飛行で行い、管制圏及び管制区は飛行してはならない。</u>	(新設)
<u>3-2-7 LSA にあつては、上記 3-2-1～3-2-4 の要件に加え、昼間、有視界飛行方式による飛行で場周空域内(航空法第 79 条で定める離着陸の場所の場周空域内)での飛行及び人口密集地を回避する 2 地点間の飛行をすることができる。ただし、管制圏及び特別管制空域は飛行してはならない。LSA の点検・整備は、航空整備士と同等の知識及び能力を有する者が実施すること。当該知識及び能力については、類似する航空従事者技能証明書等の写しをもって確認する。2 地点間の飛行を行う場合には、事前に飛行場の設置管理者等と飛行場における離着陸の調整をした上で、申請書に経路を記載し</u>	(新設)

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>て申請を行うこと。</u> <u>3-2-8 3-2-5 項及び3-2-7 項において、場周空域を越えて飛行する場合には、航空法第 97 条の通報が必要となることに留意すること。</u>	(新設)
3-3 申請の時期 申請は遅くとも希望する飛行開始日の 1 ヶ月前までに提出先に到着するように行うこと。	3-3 申請の時期 申請は<u>第 1 段階の飛行にあつては</u>遅くとも希望する飛行開始日の 1 ヶ月前までに、<u>第 2 段階の飛行にあつては、少なくとも希望する飛行開始日の 3 週間前までに</u>提出先に到着するように行うこと。
3-4 申請区分 申請区分は次の通りとする。 (1) 新規・・・初めて<u>研究開発用航空機等の飛行許可</u>を申請する場合、<u>又は LSA において、過去に許可を受けた機体の設計から変更しようとする場合</u> (2) 更新・・・前回許可を受けた<u>ことがある研究開発用航空機等の試験飛行等の飛行許可を</u>申請する場合 <u>(下記 (3) の変更が必要な事由を除く)</u> (3) 変更・・・<u>試験飛行等関係者(操縦者を含む。)、安全管理マニュアル並びに飛行場所及び飛行空域</u>を変更する場合	3-4 申請区分 申請区分は次の通りとする。 (1) 新規・・・初めて<u>機体</u>を申請する場合 (2) 更新・・・前回許可を受けた<u>機体 ((3)の申請をする場合を除く)</u>を申請する場合 (3) 変更・・・飛行場所、<u>操縦者及び同乗者</u>を変更する場合
3-5 申請時に必要な書類 試験飛行等許可申請書(様式 3) 及び以下<u>に</u>掲げる場合に応じた必要な添付書類を第 3-6 項に掲げる地方航空局保安部運航課<u>宛て</u>に提出すること。 <u>航空法第 60 条の適用を受ける研究開発用航空機又は LSA であつて、電波法に基づく航空機局の無線呼出符号を有している場合は、様式 1 に準じた記載内容に加えて、無線呼出符号を申請書の備考欄に記入すること。</u>	3-5 申請時に必要な書類 試験飛行等許可申請書(様式 3) 及び以下<u>の</u>掲げる場合に応じた必要な添付書類を第 3-6 項に掲げる地方航空局保安部運航課に提出すること。

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

3-5-1 <u>申請に必要な添付書類（新規の場合）</u> (1) 申請書の写し（許可書として交付<u>するために</u>使用）：1 通 (2) <u>試験飛行等関係者（操縦者を含む。）</u>の氏名及び目的を記載した書類（<u>搭乗者</u>がいない場合は、当該資料の提出に代えて申請書の備考欄にその旨を記載してもよい）：1 通 (3) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1 通 (4) <u>研究開発用航空機等</u>の識別記号の掲示位置を含む三面図：1 通 (5) <u>研究開発用航空機等</u>の正面、側面及び計器の装備状況を写した写真：各 1 枚 <u>注）第 2 章「登録の申請」と本章「飛行許可申請」を同じ時期に行った結果、申請者に識別記号が先に付与される場合であっても、識別記号の付与が試験飛行等の許可を通知するものではない。</u> (6) <u>研究開発用航空機等の航行の安全を図るための方針、安全を確保する体制、責任分担、リスク管理並びに運用制限及び整備の方法を定める安全管理マニュアルの写し：1 部</u> <u>安全管理マニュアルは次の記載事項を含む（※LSA の場合は、①及び②を適用する。ただし、②については 3-5-1(12)③航空機の操作方法等を記載したものを参照することができる。）。</u> <u>① 試験飛行等を行う上で搭乗者、地上の人、人家又は物件に対する安全を確保する方法</u> <u>(a) 搭乗者全員、地上の人、人家又は物件に対する安全を確保する方法は、後述する安全上の注意事項に従ってリスクを特定し、リスクの低減策を安全管理マニュアルに示すこと。特に、搭乗者全員の安全の確保を行う装備は、仕様及び取付状態図を安全管理マニュアルに示すこと。また、航空事故及び重大インシデント等、不時着水又は落下物（以下「事故等」とい</u>	3-5-1 <u>第 1 段階の飛行許可を申請する場合の申請書添付書類</u> (1) 申請書の写し（許可書として申請者に交付<u>用に</u>使用）：1 通 (2) <u>同乗者</u>の氏名及び目的を記載した書類（<u>同乗者</u>がいない場合は、当該資料の提出に代えて申請書の備考欄にその旨を記載してもよい）：1 通 (3) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1 通 (4) <u>自作航空機</u>の識別記号の掲示位置を含む三面図：1 通 (5) <u>自作航空機</u>の正面、側面（識別記号が確認できるもの）及び計器の装備状況を写した写真：各 1 枚 (6) <u>航空機の設計に関する次の書類：各 1 部</u> <u>a 予想される運用状態を考慮して作成した申請に係る航空機の耐空類別に対応する耐空性審査要領への適合の状況を示したもの</u> <u>b 航空機の設計者の氏名、所属及び航空機に関する経歴を記載したもの</u> <u>c 設計について指導を受けた場合は、その指導者の氏名、所属及び航空機に関する経歴を記載したもの</u> <u>d 航空機の整備方式の概要及び飛行前点検項目を含む点検項目等の整備に関する事項を記載したもの</u> <u>e 航空機の操作方法等を記載したもの(7) 航空機の製作に関する次の書類：各 1 部</u> <u>a 航空機の製作の方法を記載したもの及びこれに基づく製作後の状況を記載したもの</u> <u>b 航空機製作者の氏名、所属及び航空機に関する経歴を記載したもの</u>
--	---

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>う。）」が起きた場合に国や試験場の管理者へ連絡する体制や報告事項を安全管理マニュアルに示すこと。また、地上の人、人家又は物件の関係者から問い合わせ等があった場合の対応手順を同マニュアルに示すこと。</u> <u>(b) 試験飛行等で人の立入りを制限する場合は、安全監視員並びに救助員及び救急用具を配置する必要があることを安全管理マニュアルに示すこと。</u> ② <u>運用上の制限事項等</u> <u>(a) 飛行しようとする航空機の諸元及び製造者（製作者）名</u> <u>(b) 制限事項の詳細を定めているマニュアル（例えば、最大離陸重量、最大搭乗者数、最大搭載燃料、重量重心位置範囲、最大速度、失速速度、エンジン搭載時は型式・最大回転数・最高排気温度、プロペラ装備時は型式・プロペラ最大回転数など）</u> <u>(c) 緊急時の操作手順を定めているマニュアル</u> ③ <u>航空機の整備方式の概要及び飛行前点検項目を含む点検項目等の整備に関する事項</u> <u>研究開発用航空機等では、整備項目や整備間隔が確立していない場合があるので、構造部材や消耗部品の点検と整備を注意して行い、安全管理マニュアルに定める様式に記録すること。</u> (7) <u>地上試運転及び地上滑走の実績等に関する次の書類：各 1 部</u> 地上試運転及び地上滑走の実績（地上滑走回数、滑走時間等）、実施者によるその評価、この間に発生した不具合及びその是正処置を記載したもの (8) <u>飛行場所及び飛行空域等に関する書類（<u>現に</u>、他の<u>研究開発用航空機等</u>において同内容で許可を受け、又は受けた実績のあるものについては、その旨を記載することにより、下記書類の添付についてはその一部又は全部を省略することができる）：各 1 部</u>	<u>c 製作について指導を受けた場合は、その指導者の氏名、所属及び航空機に関する経歴を記載したもの</u> (8) <u>地上試運転及び地上滑走の実績等に関する次の書類：各 1 部</u> <u>a</u> 地上試運転及び地上滑走の実績（地上滑走回数、滑走時間等）、実施者によるその評価、この間に発生した不具合及びその是正処置を記載したもの (9) <u>飛行場所及び飛行空域等に関する書類（<u>現在</u>、他の<u>自作航空機等</u>において同内容で許可を受け<u>ている</u>又は受けた実績のあるものについては、その旨を記載することにより、下記書類の添付についてはその一部又は全部を省略す</u>
--	---

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

① 離着陸（水）を行う場所及び飛行空域の概要を記載したもの（これらの場所及び空域を示す地図等）並びに離着陸（水）を行う場所を使用できることを示すもの（土地使用承諾書又は土地管理者の使用承諾書等） (削除) ② 騒音等により飛行空域周辺住民への生活環境に悪影響を及ぼす<u>おそれ</u>がないことを示したもの（地図、地形図等による説明書等） ③ 航空機の所有者と申請者が異なる場合は、飛行を行うことについて、所有者の同意を得ていることを示したもの（同意書又は委任状等） <u>(9) 航空機的设计者及び製造者（製作者）の名称及び経歴を記載したもの</u> <u>(10) 自作航空機にあっては、予想する運用状態を考慮して作成した申請に係る航空機の耐空類別に対応する耐空性審査要領への適合の状況を示したもの</u> <u>(11) 自作航空機にあっては、製作の方法を記載したもの及びこれに基づく製作後の状況を記載したもの</u> <u>(12) 国内で製造する LSA にあっては、①から③に示す書類：各 1 部</u> ① <u>設計、製造、品質保証及び検査について、LSA に関連する別添 表 1 の ASTM 規格へ適合することを証明するもの</u> ② <u>別添 表 1 の ASTM 規格に適合するよう作成した航空機の整備方式の概要及び飛行前点検項目を含む点検項目等の整備に関する事項を記載したもの</u> ③ <u>別添 表 1 の ASTM 規格に適合するよう作成した航空機の操作方法等を記載したもの</u> <u>(13) 米国及び EASA 加盟国から輸入する LSA にあっては、前項（12）①から③で求める書類が参照されている米国及び EASA 加盟国の航空当局等によって発行された証明書の写し：1 部</u> <u>FAA：Special Airworthiness Certificate</u>	ることができる）：各 1 部 <u>a 離着陸（水）を行う場所及び飛行空域の概要を記載したもの（これらの場所及び空域を示す地図等）並びに離着陸（水）を行う場所を使用できることを示すもの（土地使用承諾書又は土地管理者の使用承諾書等）</u> <u>b 当該飛行を行う上で搭乗者の安全（保護）及び地上の人、人家又は物件に対する安全を図る方法を記載したもの（航空機の運用上の制限（緊急の場合にとるべき機体の操作手順を含むこと）、申請者の作成した安全管理規則等）</u> <u>c 騒音等により飛行空域周辺住民への生活環境に悪影響を及ぼす<u>恐れ</u>がないことを示したもの（地図、地形図等による説明書等）</u> <u>d 航空機の所有者と申請者が異なる場合は、飛行を行うことについて、所有者の同意を得ていることを示したもの（同意書又は委任状等）</u>
--	---

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>(CATEGORY/DESIGNATION が Light-Sport のものに限る)</u> <u>製造者による適合宣言書 (Statement of Compliance)</u> <u>EASA: Certificate of Airworthiness (Airworthiness Requirements とし</u> <u>て、CS-LSA が適用されたもの。Restricted Certificate of</u> <u>Airworthiness を含む)</u> <u>(14) 3-12 項に掲げる研究開発用航空機等の安全上の注意事項に対する対応を</u> <u>記載した書類：1 部</u> <u>(15) その他参考となる事項を記載したもの</u>	<u>(10) その他参考事項を記載したもの</u>
(削除)	<u>3-5-2 第 2 段階の初めての飛行許可を申請する場合の申請書添付書類</u> <u>(1) 申請書の写し (許可書として申請者に交付用に使用)：1 通</u> <u>(2) 同乗者の氏名及び目的を記載した書類 (同乗者がいない場合は、当該資料</u> <u>の提出に代えて申請書の備考欄にその旨を記載してもよい)：1 通</u> <u>(3) 返信先を記載した返信用封筒 (切手添付のこと)：1 通</u> <u>(4) 前回許可書の写し：1 通</u> <u>(5) 第 1 段階の飛行実績 (飛行回数、飛行時間等)、操縦者によるその評価、こ</u> <u>の間に発生した不具合及びその是正処置を記載したもの：1 通</u> <u>(6) 第 1 段階の飛行の結果、構造、系統等に軽微な改造を実施した場合は、そ</u> <u>の改造箇所、改造の概要及び改造に係る強度、性能等について、耐空性審査要</u> <u>領への適合の状況を示したもの：1 通</u> <u>(7) 前回許可後実施した定時点検の概要を記載したもの：1 通</u> <u>(8) 飛行場所及び飛行空域等に関する書類 (現在、他の自作航空機等において</u> <u>同内容で許可を受けている又は受けた実績のあるものについては、その旨を記</u> <u>載することにより、下記書類の添付についてはその一部又は全部を省略するこ</u> <u>とができる)：各 1 部</u>

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

	<u>a 離着陸（水）を行う場所及び飛行空域の概要を記載したもの（これらの場所及び空域を示す地図等）並びに離着陸（水）を行う場所を使用できることを示すもの（土地使用承諾書又は土地管理者の使用承諾書等）</u> <u>b 当該飛行を行う上で搭乗者の安全（保護）及び地上の人、人家又は物件に対する安全を図る方法を記載したもの（航空機の運用上の制限（緊急の場合にとるべき機体の操作手順を含むこと）、申請者の作成した安全管理規則等）</u> <u>c 騒音等により飛行空域周辺住民への生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないことを示したもの（地図、地形図等による説明書等）</u> <u>d 航空機の所有者と申請者が異なる場合は、飛行を行うことについて、所有者の同意を得ていることを示したもの（同意書又は委任状等）</u> <u>(9) その他参考事項を記載したもの</u> <u>(注) 現在、他の自作航空機等において同内容で許可を受けている又は受けた実績のあるものについては、その旨を記載することにより、上記(8)の書類の添付についてはその一部又は全部を省略することができる。</u>
<u>3-5-2 申請に必要な添付書類（更新の場合）</u> (1) 申請書の写し（許可書として<u>交付するため</u>に使用）：1 通 (2) <u>試験飛行等関係者（操縦者を含む。）</u>の氏名及び目的を記載した書類（<u>搭乗者</u>がいない場合は、当該資料の提出に代えて申請書の備考欄にその旨を記載してもよい）：1 通 (3) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1 通 (4) 前回<u>の</u>許可書の写し：1 通 (5) 前回許可<u>を受けた期間の</u>飛行実績（飛行回数、飛行時間、<u>飛行場所、飛行に対する操縦者の評価並びに許可期間中に生じた不具合と対応</u>）：1 通 (6) <u>研究開発用航空機等の航行の安全を図るための方針、安全を確保する体制、責任分担、リスク管理並びに運用制限及び整備の方法を定める安全管理マニュアルの写し</u>：1 部	<u>3-5-3 第 2 段階の飛行許可の更新を申請する場合の申請書添付書類</u> (1) 申請書の写し（許可書として<u>申請者に交付用</u>に使用）：1 通 (2) <u>同乗者</u>の氏名及び目的を記載した書類（<u>同乗者</u>がいない場合は、当該資料の提出に代えて申請書の備考欄にその旨を記載してもよい）：1 通 (3) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1 通 (4) 前回許可書の写し：1 通 (5) 前回<u>飛行許可に係る</u>飛行<u>の実績</u>（飛行回数、飛行時間<u>等</u>）、<u>操縦者によるその評価、この間に発生した不具合及びその是正処置を記載したもの</u>：1 通 (6) <u>前回飛行許可に係る飛行の結果、構造、系統等に軽微な改造を実施した場合は、その改造箇所、改造の概要及び改造に係る強度、性能等について、耐空性審査要領への適合の状況を示したもの</u>：1 通

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

(7) 前回許可後実施した定期点検の概要を記載したもの：1 通 <u>(8) 許可期間内に新たな申請をしていない場合は、前回の許可期間及び終了日以降の整備の経歴簿の写し：1 部</u> <u>(9) 飛行場所及び飛行空域等に関する書類（現在、他の研究開発用航空機等において同内容で許可を受けている又は受けた実績のあるものについては、その旨を記載することにより、下記書類の添付についてはその一部又は全部を省略することができる）：各 1 部</u> <u>① 離着陸（水）を行う場所及び飛行空域の概要を記載したもの（これらの場所及び空域を示す地図等）並びに離着陸（水）を行う場所を使用できることを示すもの（土地使用承諾書又は土地管理者の使用承諾書等）</u> (削除) <u>② 騒音等により飛行空域周辺住民への生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないことを示したもの（地図、地形図等による説明書等）</u> <u>③ 航空機の所有者と申請者が異なる場合は、飛行を行うことについて、所有者の同意を得ていることを示したもの（同意書又は委任状等）</u> <u>(10) 3-12 項に掲げる研究開発用航空機等の安全上の注意事項に対する取組状況を記載した書類：1 部</u> <u>(11) その他参考となる事項を記載したもの</u>	(7) 前回許可後実施した定時点検の概要を記載したもの：1 通 (新設) <u>(8) 飛行場所及び飛行空域等に関する書類（現在、他の自作航空機等において同内容で許可を受けている又は受けた実績のあるものについては、その旨を記載することにより、下記書類の添付についてはその一部又は全部を省略することができる）：各 1 部</u> <u>a 離着陸（水）を行う場所及び飛行空域の概要を記載したもの（これらの場所及び空域を示す地図等）並びに離着陸（水）を行う場所を使用できることを示すもの（土地使用承諾書又は土地管理者の使用承諾書等）</u> <u>b 当該飛行を行う上で搭乗者の安全（保護）及び地上の人、人家又は物件に対する安全を図る方法を記載したもの（航空機の運用上の制限（緊急の場合にとるべき機体の操作手順を含むこと）、申請者の作成した安全管理規則等）</u> <u>c 騒音等により飛行空域周辺住民への生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないことを示したもの（地図、地形図等による説明書等）</u> <u>d 航空機の所有者と申請者が異なる場合は、飛行を行うことについて、所有者の同意を得ていることを示したもの（同意書又は委任状等）</u> <u>(9) その他参考事項を記載したもの</u> (注) <u>現在、他の自作航空機等において同内容で許可を受けている又は受けた実績のあるものについては、その旨を記載することにより、上記(8)の書類の添付についてはその一部又は全部を省略することができる。</u>
<u>3-5-3 申請に必要な添付書類（変更の場合）</u> (1) 申請書の写し（許可書として交付<u>するために</u>使用）：1 通	3-5-4 <u>変更申請する場合の申請書</u>添付書類 (1) 申請書の写し（許可書として申請者に交付<u>用</u>に使用）：1 通

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

(2) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1 通 (3) <u>現在有効な</u>許可書の写し：1 通 (4) 変更に係る書類：<u>各 1 通 (3-4(3)項に該当する書類)</u> (5) その他参考<u>となる</u>事項を記載したもの：1 通	(2) 返信先を記載した返信用封筒（切手添付のこと）：1 通 (3) <u>前回</u>許可書の写し：1 通 (4) <u>前回の許可からの</u>変更に係る書類：1 通 (5) その他参考事項を記載したもの：1 通
3-6 申請書等の提出先 試験飛行等許可申請書等の提出先は、<u>最初の出発地の</u>飛行場所を管轄する次の地方航空局運航課宛てに提出すること。 (1) 飛行場所が、静岡県、長野県、新潟県以东の場合 〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 国土交通省 東京航空局 保安部 運航課 電話番号：03-6685-8005 (2) 飛行場所が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合 〒540-<u>8559</u> 大阪府大阪市中央区大手前 <u>3-1-41 大手前</u>合同庁舎 国土交通省 大阪航空局 保安部 運航課 電話番号：06-69<u>37-2780</u>	3-6 申請書等の提出先 試験飛行等許可申請書等の提出先は、飛行場所を管轄する次の地方航空局保安部運航課に提出すること。 (1) 飛行場所が、静岡県、長野県、新潟県以东の場合 〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 国土交通省 東京航空局 保安部 運航課 電話番号：03-6685-8005 (2) 飛行場所が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合 〒540-<u>0008</u> 大阪府大阪市中央区大手前 <u>4-1-67 大阪</u>合同庁舎<u>第 2 号館別館</u> 国土交通省 大阪航空局 保安部 運航課 電話番号：06-69<u>49-6609</u>
3-7 審 査 審査は、書類審査及び必要により実地検査を実施することによって行うものとする。 <u>自作航空機に対しては、予想される運用状態を考慮して作成した申請に係る航空機の耐空類別に対応する耐空性審査要領への適合の状況を確認する。</u> <u>日本国内で製造された LSA にあつては、別添 表 1 に示す ASTM 規格に適合することを確認する。欧米で製造された LSA にあつては、製造者が発行する証明書の内容を確認する。新規に製造された以外の LSA にあつては、上記証明書に加えて点検整備記録簿を確認する。</u>	3-7 審 査 審査は、書類審査及び必要により実地検査を実施することによって行うものとする。

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

3-8 許可条件 本サーキュラー第 3-12 項に掲げる「<u>研究開発用航空機等</u>の安全上の注意事項」を厳守することを条件として許可する。<u>なお、必要に応じて、別途許可条件を設定する場合がある。</u>	3-8 許可条件 本サーキュラー第 3-12 項に掲げる「<u>自作航空機</u>の安全上の注意事項」を厳守することを条件として許可する。
3-9 一般方針 (1) <u>設計者、製造者（製作者）又は研究機関等が研究開発を目的とする航空機、航空愛好家が飛行することを目的とする自作航空機又は LSA を本サーキュラーの対象としており、その趣旨にそぐわない貨客の輸送、薬剤散布等といった事業</u>を目的にした飛行は許可<u>し</u>ない。 (2) 操縦者以外の搭乗者は、計測員<u>や整備員といった</u>本来の飛行目的に必要な者に限られる。 (3) <u>申請者は試験飛行等を行うにあたり、航空機、試験飛行等関係者（操縦者を含む。）、地上の人、人家及び物件に対するリスクを評価し安全を確保するための検討を行うこと。検討を行った結果は、安全管理マニュアルに示すこと。研究開発用航空機等の航行の安全を図る第一義的な責任は、申請者にある。</u> (4) 独自の改造を実施した場合、事故又は損傷等により特別な修理を実施した場合は、<u>安全管理マニュアルに従って、申請書等を提出した先の地方航空局運航課宛てに報告</u>を行うこと。 (5) 騒音等により、飛行空域周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないように、離着陸（水）を行う場所の使用許可及び周辺住民の飛行に対する同意の取得については、許可を申請する者（以下「申請者」という。）の責任において十分に調整の上、問題が生じないように処置しておくこと。 (6) 飛行は原則として、本サーキュラー第 3-12 項「<u>研究開発用航空機等</u>の安全上の注意事項」を厳守することを条件として許可されるので、これにつ	3-9 一般方針 (1) 航空愛好家が本来飛行すること自体を目的と<u>しているものに限り許可が行われ、</u>その趣旨にそぐわない貨客の輸送、薬剤散布等を目的にした飛行は許可<u>され</u>ない。 (2) 操縦者以外の搭乗者は計測員、<u>整備員等</u>本来の飛行目的に必要な者に限られる。 (3) <u>申請は第 1 段階の飛行から始め、段階的に申請すること。</u> (4) 独自の改造を実施した場合又は事故、損傷等により特別な修理を実施した場合は、<u>既に第 2 段階の飛行の許可を取得している場合であっても、改めて第 1 段階の飛行から始めるものとする更新申請</u>を行うこと。 (5) 騒音等により、飛行空域周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないように、離着陸（水）を行う場所の使用許可及び周辺住民の飛行に対する同意の取得については、許可を申請する者（以下「申請者」という。）の責任において十分に調整の上、問題が生じないように処置しておくこと。 (6) 飛行は原則として、本サーキュラー第 3-12 項「<u>自作航空機</u>の安全上の注意事項」を厳守することを条件として許可されるので、これについて十分

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

いて十分精通しておくこと。なお、安全性を確保する上で必要な場合は、その他の条件を付して許可することもある。 (7) 申請者は、申請する<u>研究開発用航空機等</u>の安全性について事前に十分確認すること。 (8) 申請者は、試験飛行等許可申請書（様式 3）の「操縦者の氏名及び資格」として「本申請の航空機に係る航空法第 28 条第 3 項の許可を受けた者」と記載することができる。	精通しておくこと。なお、安全性を確保する上で必要な場合は、その他の条件を付して許可することもある。 (7) 申請者は、申請する<u>自作航空機</u>の安全性について事前に十分確認すること。 (8) 申請者は、試験飛行等許可申請書（様式 3）の「操縦者の氏名及び資格」として「本申請の航空機に係る航空法第 28 条第 3 項の許可を受けた者」と記載することができる。<u>なお、当該記載により許可を受けた申請にあっては、当該申請書の許可期間において操縦者のみを変更する場合に限り、本サーキュラー第 3-5-4 項の変更申請は不要とする。</u>
3-10 許可期間 飛行許可の期間は、<u>4ヶ月以内</u>とする。	3-10 許可期間 飛行許可の期間は<u>原則として、次のとおり</u>とする。 (1) <u>第 1 段階の飛行の場合</u> <u>4ヶ月以内</u> (2) <u>第 2 段階の飛行を初めて行う場合</u> <u>2ヶ月以内</u> (3) <u>第 2 段階の飛行を更新する場合</u> <u>4ヶ月以内</u>
3-11 許可の取消し 次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。 (1) 騒音等により飛行空域の周辺住民から苦情が発生した場合 (2) 離着陸（水）を行う場所の使用について土地の所有者又は管理者と問題が生じた場合 (3) 航空法規及び許可条件が守られていないと認められる場合 (4) 申請内容と事実が相違することが判明した場合 (5) その他、許可を取り消すことが適切であると認められる事由が生じた場合	3-11 許可の取<u>り</u>消し 次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。 (1) 騒音等により飛行空域の周辺住民から苦情が発生した場合 (2) 離着陸（水）を行う場所の使用について土地の所有者又は管理者と問題が生じた場合 (3) 航空法規及び許可条件が守られていないと認められる場合 (4) 申請内容と事実が相違することが判明した場合 (5) その他許可を取り消すことが適切であると認められる事由が生じた場合
3-12 <u>研究開発用航空機等</u>の安全上の注意事項 <u>研究開発用航空機等</u>の安全確保のために必要な注意事項は次のとおりである。	3-12 <u>自作航空機</u>の安全上の注意事項 <u>自作航空機</u>の安全確保のために必要な注意事項は次のとおりである。
3-12-1 <u>安全注意事項</u>	3-12-1 <u>一 般</u>

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>(1) 研究開発用航空機等の試験飛行等は、地上の人、人家又は物件の上空を除く場周空域内(飛行場又は航空法第 79 条ただし書の場外離着陸の許可を受けた場所に係る場周空域内)の飛行を基本とする。(その他の空域については、3-2 項を参照すること。)航空法第 81 条及び航空法施行規則第 174 条(最低安全高度)の規定を遵守すること。また、管制圏及び特別管制空域を飛行してはならない。自作航空機は、管制圏及び特別管制空域に加えて、管制区も飛行してはならない。</u> <u>(2) 研究開発用航空機にあっては、二地点間の飛行をする場合は、安全の確保と周辺住民と調整が図られていることが必要である。従って、事故等に至っても、第三者の生命及び財産に危害を及ぼす恐れのない空域を飛行するとともに、騒音等により、飛行空域の周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないように、申請者の責任において十分調整を行うこと。また、研究開発用航空機の離着陸(水)場が管制区又は管制圏に位置する場合で、管制区又は管制圏を飛行する必要がある場合には、事前に飛行場の設置管理者等と飛行場における離着陸の調整をし、完了している旨を申請書の備考に記載すること。</u> <u>(3) 申請者は、申請した研究開発用航空機等の設計、製作、保守及び運用の責任を負っているので、当該航空機に不具合が生じ、事故等に至った場合であっても、試験飛行等関係者(操縦者を含む。)以外の者の生命や財産に危害を及ぼすことのない様、十分注意するとともに、緊急の場合にとるべき機体の操作手順を設定すること。(万一の事態の発生に備えて、保険に加入しておくことが望ましい。)</u> <u>(4) 貨客の輸送、農薬散布等の本来の飛行目的にそぐわない飛行は禁止する。</u> <u>(5) 本試験飛行等の許可の通知をもって、申請のあった研究開発用航空機等が安全性基準及び環境基準への適合性の証明が与えられたものと判断してはならない。</u>	<u>(1) 自作航空機に対する飛行場所は、原則として、人、人家又は物件の上空を除く場周空域に限る。この場合、管制区又は管制圏を飛行してはならず、かつ、航空法第 81 条及び航空法施行規則第 174 条(最低安全高度)の規定を遵守して飛行しなければならない。</u> <u>(2) 申請者は申請した自作航空機の製作、保守又は運用について責任を負っているので、当該自作航空機に不具合が生じ、不時着又は事故に至った場合であっても、搭乗者以外の者の生命、財産に危害を及ぼすことのない様、十分注意すると共に緊急の場合にとるべき機体の操作手順を設定すること。(万一の事態の発生に備えて、保険に加入しておくことが望ましい。)</u> (新設) <u>(3) 貨客の輸送、農薬散布等の本来の飛行目的にそぐわない飛行は禁止する。</u> <u>(4) 飛行許可は、経験を積み重ねて段階的に行う飛行に対して行われるものであるため、申請した自作航空機に対して安全性の証明が与えられたものと判断してはならない。</u>
---	---

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>(6)</u> 許可の範囲を超えて使用した場合は、航空法第 143 条による処罰の対象になる。もとより、航空法第 11 条第 1 項ただし書の許可を受けずに飛行した場合は、航空法第 143 条による処罰の対象となる。 (削除)	<u>(5)</u> 許可の範囲を超えて使用した場合は、航空法第 143 条による処罰の対象になる。もとより、航空法第 11 条第 1 項ただし書の許可を受けずに飛行した場合は、航空法第 143 条による処罰の対象となる。 <u>(6) 対気速度及び高度を計測できる機器を装備すること。</u>
3-12-2 <u>設計と製造（製作又は製造）</u>に関する注意事項 (1) <u>航空機を設計する場合、耐空性審査要領（国土交通省航空局）や Federal Aviation Regulation（米国連邦航空局）等</u>が参考となる。 (2) 航空機の工作方法は、「航空機整備作業の基準」（<u>米国連邦航空局</u>発行アドバイザー・サーキュラー43.13 日本航空技術協会）等が参考となる。 <u>(3) 地上における機能試験等により、その設計の確実性、耐久性を確認することが望ましい。</u> <u>(4) 搭乗者用の安全ベルトを取り付けるほか、機上の人を保護するための装備（耐衝撃座席、ショルダーハーネス等）を検討して、搭乗者全員の安全の確保を図ること。</u> <u>(5) 尖った角又は縁、突起、ノブ等非常着陸の際、搭乗者に重大な負傷を与えるような部分の製作を避けるか又はパッド等を取り付けることにより負傷に対する予防措置を講ずること。</u> <u>(6) 発動機を搭載する航空機の場合、発動機のシリンダーの温度を計測できる機器及び発動機の回転速度を計測できる機器を搭載することが望ましい。</u> <u>(7) 電気で駆動する動力装置（以下「電動エンジン」という。）を搭載する航空機の場合、電動エンジン用電池の残量、温度及びセルの電圧を個々に計測できる機器を搭載することが望ましい。</u> <u>(8) 運用上の制限を遵守するために必要な計器を装備すること。</u> <u>(9) 航空機の識別記号を耐久性のある方法で表示すること。</u>	3-12-2 <u>自作航空機の製作</u>に関する注意事項 (1) <u>設計基準については、耐空性審査要領（鳳文書林出版発行）</u>が参考となる。 (2) <u>鋼管構造、木造構造、板金構造等の工作方法、その他自作航空機</u>の工作方法は、「航空機整備作業の基準」（<u>FAA</u>発行アドバイザー・サーキュラー43.13 日本航空技術協会）等が参考となる。 (新設) <u>(3) 搭乗者用の安全ベルトを取り付けること。</u> <u>(4) 尖った角又は縁、突起、ノブ等非常着陸の際、搭乗者に重大な負傷を与えるような部分の製作を避けるか又はパッド等を取り付けることにより負傷に対する予防措置を講ずること。</u> <u>(5) 発動機のシリンダーの温度を計測できる機器及び発動機の回転速度を計測できる機器を搭載することが望ましい。</u> (新設) (新設) (6) 航空機の識別<u>番号</u>を耐久性のある方法で表示すること。

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>(10) 機体外部に取り付く部品の脱落防止に有効な対策を講じること。</u>	(新設)
3-12-3 <u>飛行に関する</u>注意事項	3-12-3 <u>飛行実施上の</u>注意事項
3-12-3-1 地上試運転及び地上（水上）滑走 (1) 各構造<u>並びに</u>各系統の取付け及び機能に、異常<u>が</u>ないことを確認すること。 (2) 地上試運転（停止状態） 発動機<u>又は電動エンジン</u>の試運転を緩速状態から全開出力までの間で、予想される飛行姿勢の状態にして、合計 2 時間以上（製造者が推奨する運転時間が示されている場合は、<u>それに</u>従うこと。）行い、支障なく運転できることを確認すること<u>が望ましい</u>。発動機<u>又は電動エンジン</u>の取扱いは、製造者が発行するマニュアル等に従って<u>行い</u>、試運転中の振動等により各構造、各系統の取付け及び機能に不具合が生じないことを確認すること。 ヘリコプター<u>や垂直に離着陸する航空機</u>の場合、<u>次の</u>事項に<u>ついて</u>注意すること。 <u>① 地上共振に注意すること。</u> 地上共振が進展すると回転翼のアンバランスにより極端に危険な状態を生じ、横転及び構造破壊に至る恐れがある。 <u>② ホバリング、その他の飛行により機体の安全性、振動及びバランスを試験する場合、機体をタイダウンした状態でその傾向を確認した上で実施することが望ましい。</u> (3) 地上（水上）滑走 合計 1 時間以上の地上（水上）滑走を行うこと<u>が望ましい</u>。<u>滑走後の点検は、機体全般に加えて、プロペラ、発動機又は電動エンジン、主翼、尾翼、</u>	3-12-3-1 地上試運転及び地上（水上）滑走 (1) 各構造<u>及び</u>各系統（<u>操縦系統、燃料系統及びその他の系統</u>）の取付け及び機能について、異常<u>の</u>ないことを確認すること。 (2) 地上試運転（停止状態<u>での運転</u>） 発動機の試運転を緩速状態から全開出力までの間で、予想される飛行姿勢の状態にして、合計 2 時間以上（製造者が推奨する運転時間が示されている場合は、<u>これに</u>従うこと。）行い、支障なく運転できることを確認すること。発動機の取り扱いは、製造者が発行するマニュアル等に従って<u>行うこと</u>。試運転中の振動等により各構造、各系統の取付け及び機能に不具合が生じないことを確認すること。 ヘリコプターの場合は、<u>特に下記の</u>事項に注意すること。 <u>(2-1) 3 枚羽根以上の完全間接型回転翼系統を持つヘリコプターは、特に地上共振に注意すること。</u> 地上共振が進展すると回転翼のアンバランスにより極端に危険な状態を生じ、横転及び構造破壊に至る恐れがある。 <u>(2-2) ホバリング又はその他の飛行によりヘリコプターの安全性、振動及びバランスが適切であるか否かを試験する場合は、機体をタイダウンした状態で、その傾向を確認後行うこと。</u> (3) 地上（水上）滑走 <u>固定翼の場合は、合計 1 時間以上の地上（水上）滑走を行うこと。地上（水上）滑走には、8 回以上の高速地上（水上）滑走を含めること。又、前</u>

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

回転翼及び脚等の取付け状態並びに操縦系統の接続部について<u>詳細な点検を行うこと。また、操縦系統、動力系統などに異常がないことを確認すること。</u>	<u>輪又は尾輪のみを地上から浮かした状態での地上滑走を 30 分以上含めること。</u> <u>少なくとも数回の地上（水上）滑走毎に、主要取付けボルトの取付け状態の点検及び機体全般について詳細な点検を行うこと。必要なら、増し締めを兼ねたトルクの点検を行うこと。トルクの点検を行う場合は、オーバートルクによるボルトの破損等には十分注意すること。</u> <u>地上（水上）滑走後、操縦系統、動力系統等及び機体全般について詳細に点検し、異常のないことを確認すること。点検にあたっては、プロペラ、発動機、主翼、尾翼、回転翼、脚等の取付け及びこれらの操縦系統の接続部について特に注意をはらうこと。</u> <u>この地上試運転及び地上（水上）滑走の結果、全てに亘り異常がなく、ジャンプ飛行に移行可能であると判断した場合は、第 1 段階の飛行許可を申請できる。</u>
(削除)	<u>3-12-3-2 第 1 段階の飛行（ジャンプ飛行）</u> <u>第 1 段階の飛行に先立ち、地上試運転及び地上（水上）滑走を実施すること。地上試運転及び地上（水上）滑走の結果、異常のないことが確認され、飛行に移行可能であると判断できれば、わずかに空中に浮き上がる程度（高度 3m 以下）の飛行を実施することができる。</u> <u>第 1 段階の飛行は、20 回以上実施し、飛行毎に機体全般について詳細に点検し、異常のないことを確認すること。特に、操縦系統、動力系統について詳細に点検すること。</u> <u>飛行毎の操縦系統の効き及び反応（縦、横及び方向）等に注意し、安全な飛行のため必要と考えられる運用上の制限及び操縦手順に関するデータを取得し、これを活用すること。</u>

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

	<u>この第 1 段階の飛行の結果、全てに亘り異常がなく、場周空域における飛行に移行可能であると判断できる場合は、第 2 段階の飛行の許可を申請できる。</u>
<u>3-12-3-2 場周空域における飛行</u> <u>場周空域における</u>飛行は、離着陸（水）場の環境条件に応じ、可能な範囲で直線飛行と緩旋回によって、安全を考慮した必要最小限の高度<u>から</u>行うこと。操作は緩やかなものから始めること。急旋回、宙返り等の曲技飛行及び急降下等の急激な運動<u>は行わないこと。</u> 飛行毎の操縦系統の効き<u>や</u>反応に特に注意<u>し</u>、次の飛行段階に対する運用上の制限及び操縦手順等に関するデータを取得し<u>て利用すること。各飛行の前後には、機体全般に亘る詳細な点検を行い、異常のないことを確認すること。</u>	<u>3-12-3-3 第 2 段階の飛行（場周空域における飛行）</u> <u>第 2 段階の</u>飛行は、離着陸（水）場の環境条件に応じ、可能な範囲で直線飛行と緩旋回によって、安全を考慮した必要最小限の高度で行うこと。<u>その後は前の飛行状態を勘案しながら、徐々に高度を増すこと。同一形態の飛行は原則 10 回以上行うこと。</u> 飛行毎の操縦系統の効き<u>及び</u>反応に特に注意<u>をはらい</u>、次の飛行段階に対する運用上の制限及び操作手順に関するデータを取得し、<u>これを活用すること。</u> 操作は緩やかなものから始めること。急旋回、宙返り等の曲技飛行及び急降下等の急激な運動<u>を行ってはならない。</u> <u>各飛行の前後に機体全般に亘る詳細な点検を行い、異常のないことを確認すること。</u> <u>この第 2 段階の飛行の結果、全てに亘り異常がなく、この状態で継続して飛行が可能であると判断した場合は第 2 段階の飛行許可の更新を申請できる。</u>
3-12-3-3 <u>研究開発用航空機等</u>では、構造部材<u>等</u>の疲労破壊が原因で重大な事故に繋がる場合があることより、過去の実績で安全と思われる機体であっても、この点に留意して点検を十分に行うこと。	3-12-3-4 <u>自作航空機</u>では、構造部材の疲労破壊が原因で重大な事故に繋がる場合があることより、過去の実績で安全と思われる機体であっても、この点に留意して点検を十分に行うこと。
3-12-4 飛行実施上のその他の注意事項	3-12-4 飛行実施上のその他の注意事項
3-12-4-1 飛行前に組み立て作業が必要な機体については、正しい組み立て手順に従い、十分な組み立て経験を有する者が組み立てを行うこと。	3-12-4-1 飛行前に組み立て作業が必要な機体については、正しい組み立て手順に従い、十分な組み立て経験を有する者が組み立てを行うこと。
3-12-4-2 搭乗者は、ヘルメット及び飛行に適する衣服を着用すること。	3-12-4-2 搭乗者は、ヘルメット及び飛行に適する衣服を着用すること。
3-12-4-3 水上を飛行する場合は、救命胴衣を着用すること。	3-12-4-3 水上を飛行する場合は、救命胴衣を着用すること。
3-12-4-4 飛行に先立ち、<u>リスク評価で決定されたリスク軽減策を講じることに</u>	3-12-4-4 飛行に先立ち、<u>事故が起きないような安全対策を講じておくこと。</u>

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>より、事故等が起きないように注意を払うとともに、万一事故等が起きた際の地上の人、人家又は物件への影響を最小化するための体制を構築すること。</u> <u>試験飛行等を行う場所に</u>人の立ち入りを制限する安全監視及び救助のための人員並びに救急用具を配置しておくこと。また、トランシーバー、手旗等を用いて適切な連絡方法を設定しておくこと。	<u>離着陸帯又は離着水域付近に</u>人の立ち入りを制限する安全監視及び救助のための人員並びに救急用具を配置しておくこと。また、トランシーバー、手旗等を用いて適切な連絡方法を設定しておくこと。
3-12-4-5 飛行の実施にあたっては、申請者が定めた安全管理規則等を守ること。	3-12-4-5 飛行の実施にあたっては、申請者が定めた安全管理規則等を守ること。
3-12-4-6 飛行に際しては、当該機の運動特性について十分留意するとともに、急激又は過大な操作は行わないよう留意すること。	3-12-4-6 飛行に際しては、当該機の運動特性について十分留意するとともに、急激又は過大な操作は行わないよう留意すること。
3-12-4-7 飛行は、昼間、有視界 <u>飛行方式による飛行</u> で行うこと。着氷するおそれがある場合、雲中飛行となる恐れがある場合、風が強い場合、その他天候が不良の場合は飛行を実施しないこと。 <u>ただし、研究開発用航空機であって、航空法第 10 条第 4 項に規定される基準の一部への適合性を確認する等の理由により当該環境下で飛行する必要がある場合を除く。必要に応じて、航空法第 64 条（灯火）の規定を遵守すること。</u>	3-12-4-7 飛行は、昼間、有視界 <u>気象状態のみ</u> で行うこと。 <u>計器航法による飛行（雲上飛行及び洋上飛行）は実施してはならない。</u> 着氷する恐れがある場合、雲中飛行となる恐れがある場合、風が強い場合、その他天候が不良の場合は飛行を実施しないこと。
3-12-4-8 離着陸（水）を行う場合には、吹き流し等の風向を示す器材を設置しておくこと。	3-12-4-8 離着陸（水）を行う場合には、吹き流し等の風向を示す器材を設置しておくこと。
3-12-4-9 騒音等により飛行空域周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにすること。	3-12-4-9 騒音等により飛行空域周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにすること。
3-12-4-10 少しでも機体に不調の徴候がある場合には、飛行しないこと。	3-12-4-10 少しでも機体に不調の徴候がある場合には、飛行しないこと。
3-12-4-11 飛行を行う場合には、飛行前及び飛行後には必ず点検を行うこと。設計者又は製造者がマニュアル <u>や安全情報</u> 等で定めた点検項目に従い整備を適切に実施すること。 <u>また、発動機等の装備品の設計者、製造者又はその設計国政府から安全情報が発行されている場合は、その指示内容を必要に応じて実</u>	3-12-4-11 飛行を行う場合には、飛行前及び飛行後には必ず点検を行うこと。設計者又は製造者がマニュアル等で定めた点検項目に従い整備を適切に実施すること。

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>施すること。</u>	
3-12-4-12 <u>製造者から</u>キット等で購入して製作<u>又は組み立てた航空機</u>で、その製造国政府又は製造者<u>(製作者) から</u>機体の飛行について、特に方法が明示されている場合はこれに従うこと。	3-12-4-12 キット等で購入、製作<u>されたもの</u>で、その製造国政府又は製造者<u>により</u>機体の飛行について特に方法が明示されている場合はこれに従うこと。
3-12-4-13 試験飛行等の許可書又はその写しは、飛行の際、常に携行しておくこと。	3-12-4-13 試験飛行等の許可書又はその写しは、飛行の際、常に携行しておくこと。
3-12-4-14 本サーキュラー第 3-11 項「許可の取消し」に該当する場合は許可を取り消すことがあるので留意すること。	3-12-4-14 本サーキュラー第 3-11 項「許可の取り消し」に該当する場合は許可を取り消すことがあるので留意すること。
3-12-5 記録の保管及び活用 当該機の経歴簿（航空法でいう搭載用航空日誌に準ずる項目が記載されたもの。）を備えておき、必要な事項を記録し、整備及び運航に活用すること。 <u>登録した航空機を</u>新しい所有者又は使用者に引き継ぐ場合は、この経歴簿を新所有者又は新使用者に譲渡すること。 <u>経歴簿には、少なくとも以下の事項を記載すること。</u> <u>(1) 飛行に関する事項</u> ・ <u>飛行した年月日</u> ・ <u>出発地と到着地</u> ・ <u>離陸時刻、着陸時刻、飛行時間</u> ・ <u>操縦を行った者の氏名</u> <u>(2) 修理、改造、整備に関する事項</u> ・ <u>実施した年月日と場所</u> ・ <u>実施した理由と内容</u> ・ <u>実施者の氏名</u>	3-12-5 記録の保管及び活用 当該機の経歴簿（航空法でいう搭載航空日誌に準ずる項目が記載されたもの。）を備えておき、必要な事項を記録し、整備及び運航に活用すること。 新しい所有者又は使用者に引き継ぐ場合は、この経歴簿を新所有者又は新使用者に譲渡すること。
<u>雑則</u> <u>本サーキュラーの規定にかかわらず、安全政策課長又は無人航空機安全課長が必要</u>	(新設)

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>と認めた場合は、その他の方法により試験飛行等の許可を取扱うことができる。</u>	
---	--

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

<u>附則（令和 4 年 12 月 26 日）</u> <u>1. 本サーキュラーは、令和 4 年 12 月 26 日から適用する。</u> <u>2. 本サーキュラーの適用の際現に許可を受けている自作航空機については、なお従前の例によるものとする。</u> <u>3. 本サーキュラーの適用の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、本サーキュラーによる改正前のサーキュラーに定める手続きを行うことができる。この場合において、許可条件は、なお従前の例によるものとする。</u>	
本サーキュラーに関する質問・意見等（制度に関するもの）については下記に問い合わせること。 国土交通省航空局安全部安全政策課機体係 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話番号 <u>03-5253-8734</u> FAX 03-5253-1661 申請の詳細な事項については、それぞれ下記のうちいずれかの担当官あてに問い合わせること。 国土交通省 東京航空局 保安部運航課 超軽量動力機等 担当官 〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 電話番号 03-6685-8005 国土交通省 大阪航空局 保安部 運航課 超軽量動力機等 担当官 〒540-<u>8559</u> 大阪府大阪市中央区大手前 <u>3</u>-1-<u>41</u> <u>大手前</u>合同	本サーキュラーに関する質問・意見等（制度に関するもの）については下記に問い合わせること。 国土交通省航空局安全部安全政策課機体係 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話番号 <u>03-5253-8737</u> FAX 03-5253-1661 申請の詳細な事項については、それぞれ下記のうちいずれかの担当官あてに問い合わせること。 国土交通省 東京航空局 保安部 運航課 超軽量動力機等 担当官 〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 電話番号 03-6685-8005 国土交通省 大阪航空局 保安部 運航課 超軽量動力機等 担当官 〒540-<u>0008</u> 大阪府大阪市中央区大手前 <u>4</u>-1-<u>67</u> <u>大阪</u>合同庁

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

庁舎 電話番号 06-69<u>37-2780</u>	舎 <u>第 2 号館別館</u> 電話番号 06-69<u>49-6609</u>
様式 1 <u>研究開発用航空機等</u>登録申請書 __年__月__日 東京・大阪 航空局 保安部 運航課長 殿 申請者氏名：_____ 住 所：〒_____ 電 話 番 号：_____ 下記の航空機に関して、新規に登録を受けたいので申請します。 航空機の種類：□<u>研究開発用</u>航空機 □<u>自作航空機</u> □<u>LSA</u> (略)	様式 1 <u>自作航空機</u>登録申請書 __年__月__日 東京・大阪航空局 保安部 運航課長 殿 申請者氏名：_____ 住 所：〒_____ 電 話 番 号：_____ 下記の航空機に関して、新規に登録を受けたいので申請します。 航空機の種類：<u>自作航空機</u> (略)
様式 2 <u>研究開発用航空機等</u>変更登録・<u>抹消</u>届出書 __年__月__日 東京・大阪 航空局保安部 運航課長 殿 申請者氏名：_____ 住 所：〒_____ 電 話 番 号：_____ 識別記号 JX の航空機に関し、下記の<u>事項</u>が生じたため変更登録<u>又は抹消</u>を受けたいので、関係書類を添えて届出します。 記	様式 2 <u>自作航空機</u>変更登録届出書 __年__月__日 東京・大阪航空局 保安部 運航課長 殿 申請者氏名：_____ 住 所：〒_____ 電 話 番 号：_____ 識別記号 JX の航空機に関し、下記の<u>変更</u>が生じたため変更登録を受けたいので、関係書類を添えて届出します。 記

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

(内容：該当する項目に○を付け必要事項を記載すること) 1. 航空機の所有者の変更 (略) 2. 定置場の変更 (略) 3. <u>抹消 事由</u> (略) 変更登録・<u>抹消受理書</u> 上記の届出については、受理したので通知します。 受理年月日： 年 月 日 東京・大阪航空局 保安部 運航課	(変更内容：該当する項目に○を付け必要事項を記載すること) 1. 航空機の所有者の変更 (略) 2. 定置場の変更 (略) (略) 変更登録受理書 上記の届出については、受理したので通知します。 受理年月日： 年 月 日 東京・大阪航空局 保安部 運航課
様式 3 ☐新規 試験飛行等 ☐更新 許可申請書 ☐変更 __年__月__日 東京 大阪 航空局長 殿 申 請 者 住 所：〒_____ 連絡先電話番号：_____ 申 請 者 氏 名：_____ (略) 航空機 種類 識別記号 型式 所有者の住所・氏名 飛行計画の概要 飛行目的 飛行日時	様式 3 ☐新規 試験飛行等 ☐更新 許可申請書 ☐変更 __年__月__日 東京 大阪 航空局長 殿 申 請 者 住 所：〒_____ 連絡先電話番号：_____ 申 請 者 氏 名：_____ (略) 航空機 種類 <u>自作航空機</u> 識別記号 <u>J X</u> 型式 所有者の住所・氏名 飛行計画の概要 飛行目的 <u>試験飛行等 飛行の区分 第 段階の飛行</u> 飛行日時

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

飛行場所 操縦者の氏名及び資格 <u>同乗者の氏名及び同乗の目的</u> 備考 ―― 許可書 上記の申請について、サーキュラー No. 1-006 <u>3-5 項「申請時に必要な書類」</u> <u>で求める安全管理マニュアル及び</u>第 3-12 項「<u>研究開発用航空機等</u>の安全上の注意 事項」を厳守することを条件として許可する。 (略)	飛行場所 操縦者の氏名及び資格 備考 ―― 許可書 上記の申請について、サーキュラー No. 1-006 第 3-12 項「<u>自作航空機</u>の安全上 の注意事項」を厳守することを条件として許可する。 (略)
--	---

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

別添 表 1 LSA に関連する ASTM 規格

(新設)

審査対象資料	文書番号
[1] Design and Performance	F2245-XX
Design & Manufacture of Reciprocating Spark Ignition Engines	F2339-XX
Design & Manufacture of Reciprocating Compression Ignition Engines	F2538-XX
Design and Testing of Fixed-Pitch or Ground Adjustable Propellers	F2506-XX
Airframe Emergency Parachutes	F2316-XX
[2] Required Equipment	F2245-XX
[3] Quality Assurance	F2972-XX*1
[4] Production Acceptance Tests	F3035-XX*1
[5] Aircraft Operating Instructions (AOI) / Pilot Operating Handbook (POH)	F2746-XX [Ref. F2245]
Flight Training Supplement	F2746-XX
[6] Maintenance and Inspection Procedures	F2483-XX
[7] Identification and Recording of Major Repairs and Major Alterations	F2483-XX
[8] Continued Airworthiness	F3198-XX*1

*1：国産の LSA に適用する。輸入機については、当該製造国において、同様の確認がなされていること。

輸入機で用いる同様の確認の例：諸外国の証明で用いた ASTM への Statement of Compliance、Production Organization Approval

注 1：適用する改訂版は、申請先の当局と調整すること。

注 2：欧米から輸入する LSA に適用する改訂版は、以下の資料が参考になる。

・FAA：FAA Accepted ASTM Consensus Standards - LSA (Standards Chart)

「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 29 日 国空機第 1357 号)の一部改正(案)

• <u>EASA : Easy Access Rules for Light Sport Aero planes (CS-LSA)</u>	
--	--